

てきせいか定期便

令和5年8月

今回の内容

～「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」の届出について～

日頃は本市介護保険事業の運営にご理解ご協力いただくとともに、利用者の方々の介護・支援にご尽力いただきありがとうございます。また、介護給付適正化事業におきましても、お忙しい中ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、本市では令和5年6月に上記の届出について様式を変更しました。(市内の各居宅介護支援事業所管理者様へ新様式を添付し通知、及び市ホームページへの掲載済) 今後は、新しい様式で届出をお願いいたします。

福祉用具貸与の例外給付が適切かどうかを判断するうえで、「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」に記載されている内容では例外給付の根拠とはなり得ない場合も未だあり、再提出をお願いしたケースもあります。そのため、今回はてきせいか定期便令和2年7月号及び令和4年4月号にてお知らせ済みの内容ではありますが、改めてお知らせいたしますので**必ず事業所内で情報共有**をお願いします。

また、介護給付ヒアリングにおいて講師からも指摘をさせていただいていますが、「この方の心身の状態では特殊寝台でないと起き上がれないのか?通常のベッドに手すりでは対応できないのか?」等、福祉用具貸与の介護保険給付が適正かどうか、軽度者のみならずご担当いただいているケース全般において再度のご検討をお願いします。

指定居宅介護支援運営基準第13条22項において、要介護状態区分が軽度である者に対して、下記の福祉用具を貸与した場合、福祉用具貸与費の算定は不可とされています。

- 「車椅子」「車椅子付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」
 - 「床ずれ防止用具」「体位変換器」
 - 「認知症老人徘徊感知器」
 - 「移動用リフト(つり具の部分を除く)」
 - 「自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)」
- ⇒ 要支援1・2、要介護1は算定不可
- ⇒ 要支援1・2、要介護1・2・3は算定不可

《軽度者への福祉用具貸与の例外給付》(①)(②)

軽度者であっても、「利用者告示第三十一号のイ」(別紙1)で定める状態像に該当する者については、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について、指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費の算定が例外として可能となります。(①)

また、上記にかかわらず医師の医学的見地に基づき判断され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、これらの福祉用具が特に必要であると判断された場合は、必ずサービス利用の前に本市へ「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」(別紙3)等を提出してください。指定福祉用具貸与費及び指定介護予防福祉用具貸与費の例外給付の可否を判断します。(②)

「特殊寝台」「特殊寝台付属品」
「床ずれ防止用具」「体位変換機」
「認知症老人徘徊感知機器」
「自動排泄処理装置」

「利用者告示第三十一号のイ」を確認し、該当調査項目にチェックがない場合は、「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」に必要事項を記入の上、貸与開始前にご提出ください。
※(別紙4)を参考に記載してください。

ただし、「車いす」「車いす付属品」「移動用リフト」については下記の取扱いとなりますので、ご注意ください。
※(別紙2)も参照してください。

「車いす」「車いす付属品」
「移動用リフト」

「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」の提出は必要ありません。サービス担当者会議の記録を事業所にて保管しておいてください。例外給付が適切かどうかを実地指導時等に確認をさせていただきます。

※やむを得ない理由があり「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」の提出が遅れる場合は、事前に高齢介護課までご連絡ください。提出が遅れる理由を含み、例外給付の可否を判断します。

※「指定(介護予防)福祉用具貸与理由書」の提出が必要であるにもかかわらず、理由なく提出が遅れた場合は提出日からの例外給付となります。